

令和元年第3回会津坂下町議会定例会会議録

令和元年9月4日から令和元年9月18日まで第3回定例会が町役場議場に招集された。

令和元年9月10日 午前10時00分

1. 応招議員（16名）

1番 物江 政博	2番 赤城 大地	3番 横山 智代
4番 渡部 正司	5番 小畑 博司	6番 佐藤 宗太
7番 山口 享	8番 三橋 薫	9番 青木 美貴子
10番 五十嵐 正康	11番 渡部 順子	12番 五十嵐 一夫
13番 水野 孝一	14番 酒井 育子	15番 猪俣 恒雄
16番 古川 庄平		

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤 仁一	議事調査係長	佐藤 潤一
書 記	蓮沼 英樹		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	齋藤 文英	副 町 長	日 下 亮
教 育 長	鈴木 茂雄	会計管理者	若林 勝治
総務課長	大島 光昭	政策財務課長	荒井 敏之
生活課長	村山 隆之	建設課長	板橋 正良
産業課長	五十嵐 吉雄	教育課長	青木 睦昭
子ども課長	佐藤 美千代	監査委員	仙波 利郎

◎開議の宣告

◎議長（古川庄平君）

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（開会 午前 10 時 00 分）

◎議長（古川庄平君）

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程（第 3 号）のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（古川庄平君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、7 番、山口享君、8 番、三橋薫君のお二人を指名いたします。

◎一般質問

◎議長（古川庄平君）

日程第 2、これより一般質問を行います。

まず、通告により 4 番、渡部正司君、登壇願います。

◎4 番（渡部正司君）

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

皆様おはようございます。4 番、渡部正司でございます。議会傍聴をされています皆様には本日足を運んでいただき、誠にありがとうございます。心より歓迎を申し上げます。身近な議会を肌で感じていただきたく今回の質問は各行政区、集落からの要望事項について町の姿勢を聞きます。皆様方の所属している組織などに置き換えながらご一緒にお考えくださればありがたいです。

まず、各地区からの要望の実際がどのようなものか。そしてその回答など、要望に対する町の対応がどのようなものか現在の状況を確認します。

そして、これら一連の対応がもたらす結果は何か。もたらしたものは何か。さらに、各地区からの要望のあり方やその対応をどのような方向へすべきかを考えてみたいと思います。

はじめに、各行政区からの要望書は実際に生活しているそれぞれの区、集落の中で困っていること、改善してもらいたいことを区長さんたちが取りまとめて町へ出しています。

さらに、坂下、若宮、金上、広瀬、川西、八幡、高寺の 7 地区ごとに地区区長会として要望事項を集約して町へ要望しています。各行政区と区長会からの要望が同じになる

こともあります。町はそれぞれに対応し、各行政区と7地区区長会へ文書で回答をしています。今回の質問の核心は要望に対する町の対応です。要望事項の大半が建設絡みです。要望事項の約80%を占めています。特に道路関連が多いです。そしてその回答はあるものの、ほとんどがパターン化した文言です。

例えば、道路の舗装・補修は舗装の損傷が著しいところから整備しています。そして多くの行政区から要望があり、全てに行き届くことができておりません。あるいは、優先順位を付けながら修繕をしていきます。又は、今後実施計画を策定し、整備の検討をしてみたいです。等等であります。

ところが、このこれらの回答は何年も同じように続いています。そして多くの要望もまた何年も同じ内容を継続という形で出しています。その都度同じような文言での回答がなされているわけです。何年も同じ内容を繰り返し要望しては同じような文書での回答が続いているのが現状です。要望側とすれば、いつまで同じことを繰り返すのかといぶかるばかりであります。

ある行政区は、今年度付け加えた文言がありました。優先順位をつけて計画的に実施しているとのことですが、優先順位を示さず、希望を持てないのが現実ですと、付け加えられました。そして、村としては、集落としてはやっぱ要望は出しておかなければならない。でも、要望しても町はやらないんだらうと。ついには諦めに至っているのが現況であります。

さらにもう1点大切なことがあります。町は要望事項にかかるものとして次のように広報しています。ホームページでご覧になれます。要望事項については現地調査を行い、緊急性や重要性、経済効果などを考慮し、必要とされる事業について事業化を図っていきます、とあります。ここで私は重要と思っているものがあります。現地調査です。この現地調査、現地確認が行われていないということを多くの区長さんは口をそろえて言います。このことも不信を招いている要因ではないでしょうか。

要望側との現地確認の重要さ、これをどのように認識しているのかはなはだ疑わしいものがあります。回答を受け取る側としては、決していいイメージを持ってなくて、信頼を得ることは難しいと思います。そこで次の質問をいたします。

1、各行政区からの要望事項に対しては、毎年同様の事務的な回答、このように思われます。こういった回答に留まり、納得が得られていないばかりでなく、不信や諦めを招いている現況をどのように見ているか答えてください。

町への要望の中には各行政区で解決できるものも、解決すべきものもあるでしょうし、町と行政区との協力によってより有益な方策が実現する可能性もあります。そこで二つ目、各行政区の果たすべきものとしてどのようなものがあると考えているのか、認識をたします。

一体、会津坂下町の要望システム、これは住民のために機能しているのでしょうか。もし、このままのやり方、システムでよいとするならば大きな失望を抱かざるを得ません。住民の利便性や安心・安全をどのように掲げていくのか。まさに協働の礎となる信頼を取り戻すためにも、次の質問をいたします。

3、第1番目の質問に答える具体的な向上策、これをどのように考え、実践をしていくのか答弁を求めます。

繰り返しですが、各行政区からの要望とその要望に対する町の対応がどのようなものか。そしてこれらの一連の対応が結果的にもたらしているものは何か。これらを踏まえ、要望のあり方やその対応をどのような方向へすべきかを考え、そしていかにして町民の福祉の向上へとつないでいくか、議論を進めたいと思います。

以上、壇上からの質問とします。

◎議長（古川庄平君）

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

皆さんおはようございます。

4番、渡部正司議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第1の総論についてお答えいたします。

自治会及び行政区は、一番身近な住民組織であり、親睦はもちろんのこと、環境の整備、交通安全、防災防犯等、地域に生活する住民自らが、安全で安心して暮らせる地域社会をつくるための活動を行い、自分たちの住む地域をより良くするための団体であり、町との協働における重要なパートナーとして考えており、現状と課題を踏まえ、問題解決に地域全員で取り組むことが重要と考えております。

しかしながら、少子高齢化社会の進行により、活動の中心となる役員のなり手不足など、行政区内での様々な活動に対する負担感が増大しており、今後、行政区の維持に危機感を持っておられる地区もあるかと思っておりますので、今後さらに、地区と行政が連携を図りながら、自助・共助・公助の役割分担を基本に、それぞれの地区が可能な範囲での取り組みにより、行政区が良好な状態で存続できるよう支援していきたいと考えております。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

私からは、ご質問の第1についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

各行政区からの要望につきましては、主に、道路や用排水路の改修についての対応が多くなっております。

本年度につきましても、81行政区のうち、55地区からの要望が出され、7月下旬にそれらに対する回答をしたところであります。全体の件数等については約230件となり、うち、新規要望が75件、残りが継続要望であります。

要望書を提出いただくことで、行政区が困っていることのほか、道路・河川などで支障が生じている個所を把握し、地区役員の方と連絡を取りながら現地確認を行っております。さらには、国や県管轄の事案につきましては、関係機関へ確認しながら、今後の対応などについて情報の提供をしております。

要望件数においては、年々増加傾向にはありますが、それぞれの内容を担当部署で検討し、行政で対応すべきもの、各行政区での対応をお願いするものなどに整理しながら進めております。

また、道路の損傷が著しいなどの緊急性の高いものにつきましては、要望書の提出に限らず、その都度、早急に現況を確認し、応急対応等を行っております。

次に、2についてお答えいたします。

行政区は、地域づくりの柱となる重要な組織です。行政区内の問題についても、何が必要で、そのための取り組みを、誰がどのように担っていくのかを、役員の方が中心となって、相談や意見を取りまとめていただき、町をはじめとする行政等と連携協力・役割分担をしながら、まちづくりを進めていただきたいと考えております。

次に、3についてお答えいたします。

特に継続要望の多い、道路の舗装補修や街路灯の設置要望は、すべてに行き届かない状況ではありますが、限られた財源のなかで、重要性や経済効果、安全の確保などを考慮しながら事業化を進めてまいります。また、国や県管轄の事業につきましても、定期的に現況を説明し、早期の事業実施を要望してまいります。

今後も、緊急性の高いものについては、それぞれの担当部署が、その都度、現地確認のもと速やかな応急対応を行うとともに、各行政区の役員の方々と連携を図りながら対応してまいります。

◎議長（古川庄平君）

再質問があればお願いします。

◎4番（渡部正司君）

議長、4番。

◎議長（古川庄平君）

4番、渡部正司君。

◎4番（渡部正司君）

要望の実態も数字をあげていただきました。私も総務課さんのところにお邪魔して拝見をさせていただきました。各行政区からの要望は229件、私が確認したところです。

地区会長からは、区長会からは 18 件、合計 247 件のうちに新規な今お答えになったものよりもちょっと少ないんですが、それでも継続は約 80%です。

担当別では都市土木関係が約 200 件ぐらい、8 割を占めてて、そのうちのやっぱり 8 割ぐらいが継続ですね。そのほか危機管理 26 件、そのほかとしてはまた農林とか政策、企画などがありましたが、圧倒的に建設部門が多いということを確認しました。

まず、もう一度確認をさせてもらいたいんですが、答弁の中では現地確認を行っておりますというような答弁でありましたが、この実態をもう一度教えてください。事案の確認をしたいんですが、現地確認を含んだ内容の確認、いわゆる現地確認なんですが、特に地元の役員さん、区長さんを含めて一緒にやっているかどうかお尋ねします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

実際にはですね、役員さんのほうからこういうのが出てきまして、4 月の末までにうちのほうで回答をまとめるんですね。これを今度は各課、特に建設課のほうの職員がですね、こういった事業が、今度要望が出てますよというようなことで、各地区の特に区長さん、区長さんがどうしても昼間対応できないといことであれば、地区の役員さんと現場確認は必ずしなさいというようなこちらの指導といいますか、町の方としてはやっていただかないと困るというようなことで現場、特に我々が区長の全体会の中で申し上げているのは、特に地図、現場の箇所がわかる地図、それからあと現場のできれば写真を添付していただきたいというようなことでお願いをしております。

特にそういったものがある場合は、現況の確認、現場の確認というのはやっぱり基本でありますので、私は総務課のほうでありますけれども、例えば担当部署であります建設課のほうであれば当然これは現地確認をして状況の把握はしているというような認識でございます。

それに基づいた対応を今度は上げてきていただいて、それをまとめて今度は総務課のほうでまた各区長さんのほうに 4 月の末ぐらいに回答してるというような状況であります。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

総まとめをしてる窓口としては、現地確認をすべきだという話ですが、実際はどのようなかということを伺います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

要望が上がりまして、实际的に総務課のほうに提出するわけなんです、一緒に建設のほうにもお顔を見せていただくような形になっております。通常ですとそれを受けながら新規の要望については箇所の再確認、要望書と一緒に地図と写真がついてありますので、その一応確認、机の上でとりあえず1回確認をさせていただいて、その後現地がどういう状況なのか再度職員が入らせていただいて、現況の写真を撮らせていただいて、どこが悪いのか、踏査させていただきながら、直ぐに修理ができる部分、箇所に関しては原材料費で修繕させていただく。長期的な部分でやらなければいけないという判断、緊急度が高いのか、穴が大きくて事故が発生しやすいのか等々についてもその時点、道路の部分になりますけれども、緊急度が高いのか、危険性が高いのかという部分を判断させていただいているというふうな状況であります。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

はじめ、要望書があがった時点で中身を確認します。そのときには区長さんなり役員さんなりが要望書を持ってくるから、そのとき確認したということなんです。それは現地で行って改めて職員さんが現地に赴くということは何パーセントくらい実際あります。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

継続の事業も含めまして、継続でありまして緊急度が、壊れている度合いが高いという部分もありますので、すべての、实际的には 200 件近くになっている場合もありますが、その部分については現地を一度は確認させていただく。2 名体制で確認させていただくという部分では現地を確認して、区長さんの立ち会いが必要な箇所については区長さん、役員さんのほうで立ち会っていただきながら再度確認するという部分をとらせていただいているところでございます。

全部の 200 数十件になりますが、現地は確認させて、継続の部分であっても確認させていただいているというような状況でございます。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

私の知る範囲ではありますが、現地確認はほとんどないですよ。16 名、18 名、20 名くらいに伺ったことが今回あるんですけども、2 件は来たよというような話はするんです。あとはほとんどが回答だけもらって、送られてそれきりだと。だから中身はやっぱり現場を確認していないんじゃないかというふうに、各行政区の役員さんはやっぱり言ってます。もう一度確認してもらいたいと思います。

現場確認をするというのは、実際に役場の職員さんが行って、専門的な知識を持つてるから、実際困ってる方とその場に行くとまた新たな方策が見つかるかもしれない。別な手立てがあるかもしれない。そういう意味でもどのように実際に困ってるか非常に大事な情報が含まれているんですね。ぜひこれはやってもらわないと絶対に困ります。

地元の困っているというのが通じるわけがない。ぜひ、この事もう一度あとでね、また伺いますけれども、確認はしてもらいたい。まず、事実を確認したいということでお話をしました。

それからちょっと時間がなくなってくるかもしれないんで、ちょっと気になっていることを最初にちょっと伺います。道路陥没によるタイヤ破損修理案件、それが今年も発生して専決事項となりました。その都度町が修理費を出しております。今回上がってきたのが 1 万 1,027 円という実費だと思いますが、損害賠償する相手方の時間的な浪費とかですね、役場職員さんの事務処理の手続き時間等の浪費が非常にやっぱりあるんだろうと、その裏にはあるんだろうと思います。

このことをまずどういうふうにして認識しているのか伺いたいんですが、この案件、今回は新開津地内の町道、福原中開津線ということだったんですが、30 センチばかり穴があいていてパンクしちゃったということなんです、いろんなこういう事故が起きるということをどのように認識しているのか伺いたいと思います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

穴があいてるという部分に関しては、全国各地でも人身事故の発生を気にしてるという部分はあります。町としましても大きな、实际的に穴であれば、会津の場合特にハン

ドル取られて人身事故につながるような重大案件にもつながりかねませんので、その部分についてはパトロール等行っている中で、どのぐらいの大きさの穴なのか、原材料費だけで埋めることができるのか等も含めながら、穴があいてる部分については、特に大きな穴ですね、穴あいてる部分については早急に対応するという部分で、課内でも情報の共有をしながら、どういうふうな工法がいいのかも含めてやっているという部分でございます。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

ちなみにこの案件だったんですが、これは道路修繕の要望があった道路でしょうか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長（古川庄平君）

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

この案件につきましては、道路の部分での要望事項としては上がってませんでした。

その案件につきましては、夜間でして、回避がちょっとできなかったという部分でタイヤがパンクしてしまったという事案であります。

夜間にしろ昼間にしろ、穴があいていて、人的な部分の被害がある可能性もありますので、その部分については絶えず道路パトロール等で気がついた部分については、住民の方が気がついていただいた部分については情報を上げていただいて、うちのほうのパトロールで気がついた部分についてはその中で情報を共有しながら早急な対応をしていきたいというふうには考えているところです。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

実はこのような事例というのは実はもっと多いのではないかというふうに思っているんですね。そもそもパンクして、それを町に請求できると思ってないですね。実は私も経験がありましてですね、穴ぼこにぼこんと車落ちこちちゃって、自力ですぐどんと乗り上げて出てはいくんですけども、そのあとパンクしちゃった。でもそのパンクの原因がその穴に落ちたのかどうかちょっとわかんないです。長ければ空気がぺこっと抜け

るようなそんな大きなものならすぐわかりますけども、ほとんどがわかんなくて、10キロも20キロも走ったあとで、あれ、おかしいなということでようやく気付く。

ですからそれを町が負担してくれるなんていうことは誰もほとんどは知らないんじゃないかなと。私も知りませんでしたし、自費で直しましたし。もっとも今答弁なさったようにですね、夜間などを含めて大きな事故へつながる可能性がありますので、常日頃のそのパトロール、そして補修は絶対必要かなと思っていますので、やっていただきたい。

ちょっと気になっていたこと、あと2、3点あるのですが、道路整備にですね、今回も各地区の要望の中にあっただんですが、道路修繕、又は舗装してもらいたいという要望の中に、回答として事業費の2分の1を町が助成して行う生活道路舗装補助事業というのがあるんですね。

これ、この前伺ったんですが、この周知というのはどのようになされているのかちょっとお伺いしたいと思います。こういう非常にいい補助事業があるので、ひょっとしたらこのことでほかのところからも同じような案件が出てくるかもしれませんが、こういった周知をどのようにしているのか。また、ほかにあるかどうか併せて伺います。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

今回の補正でもありましたが、生活道路舗装補助金ということで、町の補助金交付要項の中に定めさせていただいております。この部分につきましては、町道以外の生活用道路という形にはなるわけなんですけど、その事業費につきまして2分の1の補助をさせていただいている。100分の50の補助をさせていただいているというのが現状であります。

その中身につきましての周知につきましては、なかなか機会等もございませんが、今後、生活道路の部分の舗装要望等ございます周知の関係もございまして、全体会の中で一問入れておくというのも一つの周知の方法かなというふうに考えておりますので、その部分については検討させていただきたいと思います。

◎4番(渡部正司君)

議長、4番。

◎議長(古川庄平君)

4番、渡部正司君。

◎4番(渡部正司君)

それではもう一度頭に戻りますが、まず、質問事項の1番ですけれども、不信や諦めを招いている現況をどのように見ているかということについて明確なお答えはしても

らっていません。これだと、現況を説明していて私たちはこのようにやっていくぐらいしかないので、これではどうかななんてやっぱり思います。

前回ですね、私は一般質問で質問しました。その質問は町活性の状況をどう見るかということをお尋ねしました。町長は答えました。厳しい財政で各行政区からの要望に十分に対応できないなどを申し訳なく思うと。続けて、町民の信頼を取り戻すために、地域の課題に対応してその解決に努力するというふうに答弁なさいました。

どうして要望に応えられないのか、予算の確保が困難な厳しい財政状況にあるからだということはもう私たちはわかっています。行政区もわかっています。

次に町長が答弁なさった信頼を取り戻したい。信頼を取り戻すというふうにおっしゃったんですね。これは信頼を失っているというふうに認識なさっているんだと思います。今回のこのことについてもですね、不信だったりですね、もういくら要望しても駄目だなんていうふうに思っている。その現況をどのように見ているのかももう一度伺います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

まずですね、今建設課長も答弁しましたけれども、現地確認はやっぱり基本だと私は思います。現地確認に行って、なぜこれがこういうふうな進み方、こういう回答になっているのかというようなことをやっぱり地区区長さんなり役員の方に丁寧にやっぱり説明するというのが役場の職員としての使命ではないかなというふうに私は思います。

事業化になるなんないは別といたしましてもですね、その辺については総務課からも、建設課ばかりではありませんけれども、ほかの課にも現地確認、これはやっぱり基本的に区長さんと連絡とりながらやりなさいという指示はやっぱり出したいと思います。

それからあと、実際にこうやって不信であるとか、そういったのがあるというようなことでありますけれども、実際ですね、私も補正予算なり当初予算なりの査定のほうに町長、副町長、教育長入った中に私も入らせていただいているんですが、やっぱり中で心配するのは町民の方々はそんな大規模な施設とか大規模な事業を要望してるわけじゃないんですよ。

ですので、せめて今渡部議員おっしゃるようなそういった要望には対応できるようなことをしていかなければいけないだろうと。いわゆる修繕費をある程度その道路の修繕費なりを予算化しなくていいのかというようなことは大分議論はされています。

ただ、なかなか厳しいという話もあって、それだけをちょっと大幅にというような予算付けはできないんですけれども、それなりの予算付けをしながら、町は対応してるというようなことでありますので、これからちょっとその辺も単年度、単年度でのこれから決算の説明も、決算の委員会もありますけれども、その辺でもちょっと確認をしていながら、なるべく小さい要望と言ったらちょっと語弊ありますけれども、本当に些細

なこういった対応というようなのが、丁寧に対応していかなければならないというような自覚は我々も全員持っているというようなことでありますので理解をいただきたいと思います。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

その対応ということがやっぱり一番問題なんじゃないかなと思っているんですね。行政が信頼を得ることができなかった今回も含めてなんですが、今までの経緯だと思うんですが、その要因の一つとしてですね、私はいつも思っているんですが、その本質というのは予算の確保ではないと思うんです。ではなくて、別な点にある。それは真摯に住民の方と向き合う姿勢であったり、どのようなことを住民が考えているかと。そういうことを想像する。そういう力なんじゃないかなとやっぱり思うんですね。

各行政区からいわゆるそういった要望に真摯に向き合ってこなかったから結果として今になってるんじゃないかなというふうに思うんです。確かに要望の実現には予算が付けられて要望が形となって現れなければならないんですが、でも財政が厳しいから十分な予算は確保できない、みんなわかってることで、これは今に始まったことでもなくてですね、実は要望の内容も何年も前からあるものがすごく多いんです。先ほども述べましたように大変多いです。中には 10 年以上前からのあります。

ですから、現町長がこの体制になってからそれ以前からずっとこれは続いているんです。今に始まったことではなくてですね、でも、その回答というのは何度も同じパターンできてしまっている。やっぱりこれはどっかで見直さないと、このあと 10 年も 20 年も同じことを続けていきますか、ということなんですよ。いいわけはないですよ。たまたま予算確保ができた、この分だけちょっとやりました。やったところがわかるけれども担当になってないところはうちはやっぱりやってもらえないんだなというふうになると思います。

つまり、先送りされてきたんですね。担当の方もひょっとしたら、こんなことあつてはいけないんですが、担当になったのが今年だから、今年何とかクリアすればいいかなみたいなことを、ひょっとしたら思ってるんじゃないかなと回りは思うんです、やっぱり。

ですけど、2 年、3 年と続けていくと、ああ、こうであつてはいけないなって、そこまでちょっと申し上げませんが、実際はそういうことも起きてる可能性もあると私は思うんです。こういった状況をどう思うかももう一度おただしします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

私も予算の関係は付け加えて言ったつもりであります。前段の部分がやっぱり主でありますので、当然やっぱり現場確認が基本であって、やはり区長さんなり地区の方々にやっぱり懇切丁寧な説明をするというのが私の基本だと思います。

今ほどやっぱり職員がそういったというようなところがというようなところでありますけれども、私は決してそういうふうには認識はしてございません。当然、特に職員の数も少なくなっているなかで、現場を確認しながらというのはなかなか大変なところかと思しますので、各課の職員は少数精鋭というようなことで一生懸命やっているというようなふうに私は認識しております。

◎4 番（渡部正司君）

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

予算が確保されてですね、具体的に実現すれば信頼性やその満足度はやっぱり高くなります。しかし、どこの自治体でも限られた財源ですから、やっぱり実現には困難な場合が多いです。これは坂下町だけではないと思います。坂下も 10 何年もそれ以前からもそうだったと思います。

このことをいかに行政区に理解してもらおうかというのがやっぱり大切、これがキーポイントなのではないでしょうか。現地確認が不十分で、回答もお決まりのパターンで、この先の見込みが全く感じられない、あきらめ、やっぱりそうならざるを得ないと思うんです。

こういった状況が不信を招いていると考えていいですか。もう一度お尋ねします。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

私、職員は決してそういったようなことはしていないというふうに私は信じたいと思います。渡部正司議員も、私も同じだと思いますけれども、先ほど来回回も申し上げますけれども、やっぱり丁寧な説明というのは、これは区長さんだけではなくてその区長会の要望だけではなくて、町の行政全体にやっぱり言われることだと私は思います。

ですので、相手方に対してやっぱり相手の立場に立ったなかでの丁寧な説明、これはやっぱり必要だというふうに認識してます。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

職員の方、一生懸命対応していると私もそう思ってます。ですから、3 番目のところなんですけど、具体的な向上策、どのようにするかということなんですけど、答弁いただいたんですけど、またちょっとわかんないところがあります。

それでもう一度お尋ねしますが、何かこういうふうにすると住民の理解が深まるとか、職員さんが一生懸命やっていることが結果として残っていくみたいな案というのはお持ちですか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

先ほど渡部議員が冒頭で質問の通告されたときに、ホームページのほうでもご覧になれますよというようなことで、ちょっと要望書の取り扱いについてというようなことで、ちょっとフローチャートしたやつがあるんですけども、なかなかやっぱり私もですね、総務のほうに来て行政のほうも担当しましたので、3 年ぐらいやってるんですけども、なかなか区長さん、自治会長さんも含めてなんですけれども、このシステムそのものがいかがかというようなことで、今ちょっとここでは否定したいというようなことの発言ではありませんけれども、やっぱりこの辺も変えていかないとしょうがないのかなと、ちょっと現場のほうの捉え方にしても今までの方式でいいのかなというようなところは多少私としても疑問は持っているところであります。

この辺については、昨年あたりから 7 地区の会長会という形で各地区、自治会長さん、それから会長さんだけの会議というようなことでいろいろ、役員会ですと結構な 30 人近くの人数になりますので、なかなか発言もできないというようなところもあると思うんですけども、7 地区の会長会の中ではかなり積極的な発言もありますので、その辺でいろいろご発言をいただきながらこういった要望の取り扱い、この辺を改革していくというようなことであれば、その辺でもご意見をいただきたい。

またあと、こういう場で私ちょっと申し上げてあれなのかわかりませんが、今渡部議員がおっしゃるようなそういった議員さん方からの提言といいますか、そういったのもこうしたほうがいいんじゃないか、実際にやっぱり議員さん方も現場、現場といいますか区長さん方とのつながりもあろうかと思いますので、その辺のご提案も逆にお願いをしたいなというようなところであります。

まだ、こういう形というようなことはちょっとお示しはできませんが、こんな形での答弁というようなことでお願いしたいと思います。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

今までのスタイルでいいというわけではないということが認識されていらっしゃるの
でちょっとほっとしました。坂下のフローチャートあるんですが、その現地確認という
のは非常に大事な項目だと私自身は思ってます。そのことがしっかりと明記すべきだろ
うとは思ってるんですね。ほかの市町村で実は公表、行政区の要望、公表しています。
結構多いですよ。

ホームページいろんなところ見ますとね、公表、行政区要望というふうにされてんで
す。どういうところからどういう要望があって、どういう回答をしました。もちろん担
当者も。すごく分かりやすいんです。で、ある地区においてもその履歴というのあって、
一度要望したものはもう出すことはありません。データベースに残っていますから大丈夫
です。

そのかつて出した問題についても、要望事項にも今こういう状況にあります。こうい
うのありました。その経歴もしっかりわかるんです。だからすごく出したほうとしては、
ああ、進んでいるんだなとわかるんですよ。ところが坂下はそれがなくて、単純に区長
さんにふっと届けられて、一般の方はなんだろうなって、また何もないなと思わな
いですね。

せめてこの公表と、すごく私はいつも言うんですけれども、大事だと思うんです。多
くの自治体でホームページで実施してますので、ぜひご覧になってください。非常に多
いですよ。北海道、この前行政視察をしてきた議会も進んでいて、町も行政もみんな意
識が高い芽室町、それから熊本県の宇土市、こういったところもですね、情報共有する
ことで相互理解と信頼関係が深まる。そのためにやってるんだ。茨城県の古河市、生活
道路整備評価基準表とあるんです。同じ道路でも要望を出した、それが緊急性とかいろ
んな効果、必要性とか。坂下もそうなんです、それを具体的に数字に表してそちらの
要望は今ランクどこにあるんですというののしっかりわかるようになっているんです。

すると優先順位から、ああ、やってるんだなというのがやっぱりわかる。わかんない
と不安ですよ。茨城県境町、愛知県の小牧、有益な情報が含まれているから、地元の情
報は公表しましょう。対応してるその姿を見てください。こんな市は考えていますとい
うことをやってる。そういう取り組みは絶対必要だと思います。ぜひやってもらいたい
と思いますが、これについていかがでしょうか。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

そういったことも一つのやっぱり有効な手段であるというようなことを十分認識して、この辺は担当課のほうも含めながら、協議しながら進めていきたいというふうに思います。

◎4 番（渡部正司君）

議長、4 番。

◎議長（古川庄平君）

4 番、渡部正司君。

◎4 番（渡部正司君）

提案ですが、ぜひ公表していただきたい。その履歴も含めて進捗状況もその中でわかるようにしていただきたい。それからデータベース化、今とかぶりますが、昔要望したのは追加でもういいですよ。毎年毎年同じことばかりやって、継続だ、継続だって、回答も継続ですから、全然進まないです。対応の履歴を記録し、これも多くの自治体でもう既に実施しています。

それと重要、やっぱり現地確認です。現在は私は全然行われていないというふうに思ってます。地元の声がわかるし、一緒に確認すると少しアドバイスするだけでそれが解決することだってあるんです。やっぱり現地に行かないと駄目ですよ。百聞は一見にしかずとよく言われています。絶対これは必要不可欠な条件。

あと四つ目、1 番、公表、2 番目、データベースをしてもらいたい。現地確認は必ずやってもらいたい。4 番目は、要望案件のランク付け、可能であればですね、やってもらいたい。じゃないと私たちの要望は何番目なのかなと、全体の要望、町の要望が 247 件もあるという、おそらくわからないと思います。それだけを列挙するだけでも、ああ、うちはまだいいほうなのかなと思ってくれるかもしれませんし、逆かもしれませんが、ぜひそういったランク付けも含めて中身の評価が、そういう状況なんだといをことを示してもらいたい。

時間が少なくなってきたので、ちょっと気になっていることあとちょっと 2、3 あるんですが、実は家屋を整備したりすると道路から若干下がらないといけない。セットバックというのありますね。昨日もそういったセットバックの話がありましたけれども、せっかく何らかの家屋の修理、修繕、あるいは新築でセットバックしたんだけど、これはやれと言われた、やった。その分だけ道路当然広がるわけですよ。

広くなったのはいいけれども、そのセットバックした分は何でほったらかしにしておくんだという。それが堀になって悪臭が出ていて、何で住民は町に協力してセットバックをしたのに、そのところの広がった分はいつ整備するんだということがよく言われます。このことについてはどういうふうに思っていますか。

◎建設課長(板橋正良君)

議長、建設課長。

◎議長(古川庄平君)

板橋建設課長。

◎建設課長(板橋正良君)

多分建築基準法 42 条 2 項道路の話かと思います。1 件、1 件の部分ではその整備、連担する部分についての整備というのはなかなか経費もかかるという部分で、ある程度 2 件連担した部分について用地買収をさせていただいて整備していくということで、今年度も実施させていただいております。

当該箇所には今若干、場所についてはちょっとわかりませんが、どういう状況なのかなおその箇所がわかれば詳細に調査したいというふうには考えております。

◎議長(古川庄平君)

質問者、今答弁させましたが、セットバックについて何の通告也没有せんから、何でもかんでもいいという話じゃなくて、通告に従って質問してください。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

そのとおりにいたします。いわゆる要望事項のなかには、今年度もそういうことも含まれています。だから現地確認をしないからやっぱりわかんないんですよ。実際に要望事項の文言としてもそういうところもあったと思いました。だから現場に行かないとそういうことわかんないじゃないですか。ぜひこれはやってください。

協働だというような話をされますけれども、住民はこんなに出してんだ、言われているからしょうがない、法律だからというかもしれませんが、じゃ、町はどうしたんだというふうにやっぱりなってしまいますから、今盛んに受益者負担とかですね、そんなこと言われて一番の受益者は私は町なんだろうといつも思っているんですね。そういう意味でもこういった住民の声を真摯に受止めて、現場に行ってまた新たな解決策が生まれる可能性も十分にあるわけですから、ぜひそのことは実施してもらいたいと思います。

最後にもう一度 2 番目の行政区の果たすべきものとしてどのようなものがあるか、むやみに出す。そればかりではないと思いますが、最後にちょっとお尋ね、再度確認をします。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長(古川庄平君)

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

むやみに出すというようなことで、その辺は十分に行政区のほうでも承知していることだと思います。行政区のほうからやっぱり要望というような形で当然文書、それから地図なり写真なりというようなことで添付されて出されてきますので、私どものほうではそんな分類するような、区分するような取り扱いは当然いたしませんので、あくまでもそういうのは区のいろんな障がいになっているような事情とか何かもといろいろあると思いますので、そういったものはためらわず出していただきたいというふうに思います。

今、先ほど来から私も渡部議員と同じなんですけれども、現場主義というようなことで当然やっぱり現場に行ってそれは確認して判断するもの。それからあとやっぱり丁寧な説明をすること。これがやっぱり行政に課せられた使命であるというふうなことは再度私申し上げております。

◎4 番(渡部正司君)

議長、4 番。

◎議長(古川庄平君)

4 番、渡部正司君。

◎4 番(渡部正司君)

何となくそういうこういったことは健全ではないなというところはやっぱり強く感じたりします。今こそやっぱり行政区とですね、一体となってやらないと、もっと一体となってやったほうがいいことがたくさんあるというふうに思っています。協働のシステムというのを新しい要望のあり方も含めてですね、実際に構築して健康になるような、坂下そのものが健康になるようなそういう施策をしてもらいたい。また、私たちも行って健康を取り戻そうと思いますので、これをもって質問を終わります。

◎議長(古川庄平君)

これをもって、渡部正司君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 6 番、佐藤宗太君、登壇願います。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長(古川庄平君)

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)(登壇)

通告の順に従いまして一般質問をいたします。町長は就任した 1 期目には、財政健全化に取り組むと明言し、2 期目には笑顔あふれる坂下を目指し、さまざまな取り組みをなされております。そのなかで、財政健全化に向けた将来負担比率は平成 24 年度 162.5% だったのが、平成 30 年度には 97.3% に改善され、公債比率は平成 24 年度 15% だった

のが平成 30 年度には 13.7%にまで改善をさせました。

今年度から令和 6 年度までに財政健全化最重点期間と示され、さらなる歳出抑制がなされようとしております。歳出抑制は財政健全化には必要不可欠ではございますが、町を代表するお祭りの予算削減や長年続いていたイベントの休止など、笑顔あふれる坂下とは相反する厳しい現状になっているのではないかと感じております。

歳出抑制はある程度必要だと思い、財政健全化には欠かせないものではございますが、町民が望むのはある程度の事業費を確保しながら財政健全化に努めていただきたい。そのように思っているのではないのでしょうか。また、それが町長の手腕の見せどころではないのでしょうか。

近年の事業費廃止や抑制は町民のまちづくりの意欲を阻害する地域活動に関する予算削減や、それに伴う大幅な政策変更には町民からは協働のまちづくりに相反しているのではないかという厳しい声が少なくありません。

議会でも再三取り上げられておりますが、職員の対応も予算がないからできないなど、否定的な町民に対する対応に対し、今や地域住民を失望させ、職員の言葉が町長の掲げる笑顔あふれる坂下に相反しているということを理解をいただきたいと思います。

確かに全ての要望を受け入れることは難しいと思いますが、私は予算がないならいかに国や県から予算をいただけてくるのか、そういうような取り組み、そしてそれを行うことによって町民の福祉向上などのために努める。そのことが職員の職務ではないかと感じております。

ぜひ職員の皆様方には否定することはときには必要かもしれませんが、いかにして難しいことを、町民の望むことをできるのか真摯に取り組んでいただきたい、そう切に願うものであります。

また、職員による不適切な事務処理等で不必要なはずの予算が計上される事態、決算等の大幅修正をせざるを得ない事態、補正予算に計上しなくてはならない事態などが続いていることは町民の皆様同様残念でなりません。職員個人に対して何か申し上げたいわけではなく、行政上のシステムに課題があるのではないかと私は思っております。そしてそこを改善していただきたいのです。

管理体制、職員サポート体制、業務チェック体制など、それらが改善されず、不適正な事務処理が続いていることに対し、残念でなりません。将来の担い手である職員の意識改革の必要性について、併せまして第六次振興計画にあたり、事務事業の抜本的な見直し等が進められております。そのことについておただしをするものでございます。

そこで、第 1、町政について、1 職員の意識改革について(1)当町ではどのような職員の意識改革の取り組みをしているのか。

(2)職員の町民に対する対応について、どのように評価しているのか。

(3)町民の満足度を高めるために、当町の職員の意識改革が必要だと考えるが、中長期的な計画は。

2、事務事業の抜本的見直しについて。

(1)事務事業の抜本的な見直しの考え方は。

(2)組織や施設等の集約化や廃止などの考えは。

(3)糸桜里の湯の売却もしくは廃止が明言されているが、売却に向けた取り組みの進捗は、についておたじいたします。

次に、第 2、産業についてですが、国内の人口減少社会におきまして農産物等の消費減や過剰生産などによる価格低下などによる地域経済疲弊を防ぐためには、販路拡大の一つとして現在の会津身知らず柿のように将来を見通した農産物等の輸出は有効であると私は考えます。

併せましてギャップ認証食材という条件はあるものの、オリンピック選手村へ本町食材や加工品等を提供することは既に取り組んでいる農産物輸出の取り組みに加え、東京電力福島第一原子力発電事故後の根強い風評被害払拭のため国内にしながら国内外に福島県産食材等の安心・安全をPRできる絶好の機会であると私は考えます。

当時農産物輸出先の一つであるタイは、福島県のインバウンドの取り組み、奥会津の只見線からの絶景を活用したタイへのPR、会津若松市の東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンなどの影響もあり、会津坂下町への来場者も増加傾向にあるように感じます。道の駅で会津身知らず柿など大量に購入する姿も見かけられるようになりました。

輸出の際に現地へプロモーションやトップセールスに行くこともあると思います。その際に併せて会津坂下町をPRすることができれば、会津坂下町を海外に認知していただく費用があまりかからない良い方法ではないでしょうか。

そこで第 2、産業について、1、農業行政について、(1)今年度の農産物の輸出の取り組みの現状は。

(2)農産物輸出の中長期的な計画は。

(3)グローバルギャップ認証の取得した会津農林高等学校や地元農業者と連携し、オリンピック選手村へ本町食材や加工品等を提供することは販路拡大につながる可能性があるが、当町の考えは。

2、観光行政について。

(1)当町の外国人旅行者数の推移は。

(2)当町の外国人旅行者数増に向けた独自の取り組みと課題は。

(3)当町は世界第 6 位の貿易相手国であるタイへの農産物を輸出している。インバウンドでもタイは世界第 6 位となっており、会津でもタイ人観光客を見かける機会が増えてきている。農産物輸出と併せてインバウンドの促進をすることで効率化が図れると思うが当町の考えは。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

◎議長（古川庄平君）

休憩のため休議といたします。

（午前 11 時 00 分）

再開を 11 時 10 分といたします。

(休議)

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

(午前 11 時 10 分)

答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

6 番、佐藤宗太議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 1 の (1) についてお答えいたします。

会津坂下町人材育成基本方針に示す、求められる職員像、「考える職員」、「元気な職員」、「信頼される職員」を目指し、人材の育成に努めているところであります。

町職員は、町民のニーズに沿って多種多様な業務を担っており、それぞれの業務は、町民にとって重要なものであります。職員一人ひとりに、担当する業務の質を常に向上させるという、強い意欲と努力が必要であり、町職員の一員であるという強い自覚と緊張感を持って、業務に取り組むことが重要であると考えております。

このため、職員の意識改革を通した、能力向上に向けた方策として、自己啓発や職場研修・職場外研修といった「職員研修」、また、人事評価制度等により、職員一人ひとりの持つ能力を最大限発揮させることを目的とした「適正な人事管理」、さらには、各職場の施策目標や行政情報を共有し、組織として業務の成果を上げることを目的とした「職場環境の整備」など、その達成に向けて、具体的な行動に取り組むことができるよう進めているところであります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎総務課長（大島光昭君）

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長（大島光昭君）

私からは、ご質問の第 1 の 1 の (2) から 2 の (2) についてお答えをいたします。

はじめに、1 の (2) についてお答えをいたします。

本町では、住民と行政が互いの理解と信頼のもと、目的を共有し、協力して課題解決に取り組む、「協働」をまちづくりの基本としております。

このことから、職員の町民に対する対応については、常に住民サービスの向上を考え、相手の立場に立って、正確に分かりやすく対応することが重要であると考えており

ます。

各職員に対しては、接遇の向上を含め、随時、機会を捉えて指導するとともに、人事評価による評価結果を基に、面談等により指導しているところであります。

次に、(3) について、お答えいたします。

町民の満足度を高めるためには、職員の質の向上が、町民サービスの向上に直結すると考えております。

このため、ふくしま自治研修センター等での基礎的研修に加え、管理職も含めた民間企業での研修や、職員自らが講師を勤め、中堅職員や女性職員を対象とした職員相互研修を実施しているところであります。また、第六次会津坂下町振興計画の策定に合わせ、会津坂下町人材育成基本方針についても見直しを行い、更なる職員の意識改革と質の向上に努めてまいります。

次に、2 の (1) と (2) について、お答えいたします。

現在、町では、第2次行政経営改革プラン等に基づき、財政基盤の強化に取り組んでいるところであり、第六次会津坂下町振興計画の前期計画期間の5年間を財政健全化最重点期間と位置づけるとともに、会津坂下町財政健全化アクションプランを策定し、財政健全化に向けた取り組みを強化をしているところであります。

町民の不安を払しょくし、満足度を高めることができる自治体経営を展開するため、財政の健全化と住民サービスの維持向上を目指した職員数の適正化に取り組むとともに、人口の減少に対応した、組織・機構の見直しについて、検討してまいります。

また、施設につきましては、会津坂下町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により、公共施設の長寿命化とともに、保有数量の適正化に取り組むこととしております。

計画では、施設保有数量の適正化のために、「新規の公共施設の整備は原則実施しない」、「施設の更新は、まちづくりとの整合性を図り、集約化・複合施設とする」、「更新の必要がない施設は廃止・売却・解体する」とした方針を掲げております。

その方針に基づき、具体的な利活用が定まっていない財産については、積極的な処分を実施し、公共施設等の適正管理に努めてまいります。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

私からは、ご質問の第1の2の(3)及び第2についてお答えいたします。

はじめに、第1の2の(3)についてお答えいたします。

糸桜里の湯ばんげの運営につきましては、町と株式会社会津ばんげ公共サービスとの間で、令和3年度を期限としまして、管理運営に関する指定管理者の指定に伴う協定を締結しており、町として行財政改革の事務事業見直しの中において、その協定終了後、売却もしくは廃止の方向を示しております。

その理由としましては、町全体の財政状況の厳しさは、指定管理料及び施設の老朽化に係る維持管理費用等の上昇によることが大きな理由であります。本施設の利用者においては、約 10 万人の集客施設であり、健康福祉施設であることも十分に認識しております。

現在は、株式会社会津ばんげ公共サービスにおいて、町との協定に基づき利用料金の改定と営業時間の見直し、更には集客にむけた公共サービス独自のイベントやキャンペーンを実施し、経費の大幅な削減等に取り組み、独立採算による温泉運営に向け経営改善に努めているところであります。

現在までに、売却に向けた具体的な取り組みは進んでおりませんが、県内や近隣市町村の先進的な事例も含め、施設活用の可能性について調査研究してまいります。

次に、第 2 の 1 の (1) についてお答えいたします。

本町の本年度の農産物の輸出の取り組みの現状につきましては、前年度に引き続き、会津美里町、会津若松市、会津坂下町及び会津よつば農業協同組合で組織されている会津身知らず柿販路拡大促進協議会において、タイ王国及びマレーシアへの輸出を予定しております。輸出時期につきましては、会津身知らず柿の生育・収穫状況にもよりますが、11 月上旬を予定しており、輸出目標数量につきましては、タイ王国へ 10 トン、マレーシアへ 2 トンの出荷を予定しております。

また今年 7 月には現地バイヤーを招聘し、会津身知らず柿の圃場の視察を行い、生産者が生産状況や生育状況について紹介いたしました。

その他の農産物につきましては、バイヤーを通して輸出が可能かどうか等を含め、調査・検討している状況であります。

次に(2)についてお答えいたします。

福島県では東日本大震災及び原子力災害の影響により停止した県産品の輸出の再開と回復に向けて食の安全に関する情報等を発信しながら、輸入規制のない国への販路拡大を進めてまいりました。その結果輸出規制の解除、輸入規制の解除、緩和が進み、輸出を取り巻く情勢にも変化が見られています。

こうした状況を踏まえ、本町における農産物の輸出の中長期的な計画につきましては、今後も継続して会津の特産品である会津身知らず柿の輸出拡大と併せて新たな品目の展開を図ってまいりたいと考えております。

また、農産物の生産量や輸出国との検証及び各国における福島県産農産物の出荷制限や輸入各国で採用しているギャップ制度の認証取得も踏まえ、県及びジェトロをはじめとする関係団体に指導・助言をいただきながら、さらなる海外輸出展開の可能性について協議してまいりたいと考えております。

次に(3)についてお答えいたします。

現在、県をはじめ本町におきましても安全で高品質な農産物の生産による風評払拭に向けて第三者認証ギャップ取得の拡大を図るため、生産者及び出荷団体等の取り組みを支援しているところであります。

本町におけるギャップ取得実績につきましては、令和元年 9 月末現在で 12 件となり、

うちグローバルギャップ取得が1件、Jギャップ取得が11件、品目につきましては、米、野菜、果樹であります。

来年開催されます東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村等における飲食提供につきましては、県が取りまとめを行い、6月末で締め切られたところであり、本町からは、食材調達基準であるギャップ認証取得者8経営体が申し込みを行ったところであります。

飲食提供にはロットの拡大が必要とされ、大会開催に向けどれくらい提供ができるか、現在、調査・検討中であります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会選手村等で会津坂下町産の農産物が提供されることは安全で高品質であることと併せ、販路拡大にもつながることから、積極的に支援してまいりたいというふうに考えております。

次に、第2の2の(1)についてお答えいたします。

本町の観光施設で、主に施設管理人等が常駐している観光施設における推移となっておりますが、立木観音や宇内薬師堂におきましては、外国人観光客の月平均入込数を割合にしますと、0.1パーセントで約8人程度であるのが現状であります。

また、町内の宿泊施設への調査におきましても、年間で外国人旅行者の宿泊は約10名程度であり、ここ数年間で増加傾向には至っておりません。

次に、(2)についてお答えいたします。

極上の会津プロジェクト協議会と連携し作成した日本語版、英語版の案内板が、立木観音をはじめとする会津33観音の4観音堂全てに設置されております。

また、町独自の取り組みといたしまして、現在、町観光パンフレットの観光施設案内表記に英語版表記を加え、作成しているところであります。併せて、極上の会津プロジェクト協議会において作成した、多言語対応観光パンフレットの活用により、外国人観光客へ配慮した環境づくりを進め、本町観光施設や道の駅あいづ湯川会津坂下等への誘客に繋げられるよう、取り組みを図ってまいりたいと考えております。

次に、(3)についてお答えいたします。

ご質問の第2の1でお答えいたしました、3市町1団体で組織する会津みしらず柿販路拡大促進協議会が、会津みしらず柿をタイへ輸出し、今年度はタイとマレーシアへの輸出を現在進めているところであります。今年度の輸出量はタイへ10トン、マレーシアへ2トンが輸出される計画となっております。

この農産物の海外輸出に併せ、外国人観光客、とりわけタイからの誘客につきましては、現在輸出を行っております、会津みしらず柿の協議会組織体系上、広域的な観光PRを進めることは難しい状況ではありますが、タイ現地のバイヤー等は会津への調査訪問を毎年実施しておりますことから、会津の流儀・風土をはじめ農産物の良さを、輸出先での農産物PR活動の際は、効率的に会津への誘客PRも行ってまいる考えであり、町単独による農産物輸出が行われた際は、現地において販売促進と共に、本町への誘客に向けたPRの取組を進めたい考えであります。

◎議長（古川庄平君）

再質問があればお願いします。

◎6 番（佐藤宗太君）

議長、6 番。

◎議長（古川庄平君）

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番（佐藤宗太君）

第2の3、4についてでございますが、農産物の輸出の取り組みの現状というところは理解できましたが、今後ですね、グローバルギャップのほう、県のほうで6月でオリンピック選手村のほうで締め切りが終わったと。これが今後追加募集があるのかどうかわかりませんが、ぜひですね、追加募集があるような際は積極的に行っていただきたいというのと、今後ですね、グローバルギャップがどのような広がりを見せるかちょっとまだ未知なところがありますが、現在、支援をしているというところで、今後もし取得に向けた広がりが、当町で広がった場合に、具体的にどのような支援ができるのか、そのあたりについておたじいたします。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

広がった場合の支援というようなことでありますが、まず、広がるためにですね、支援ということで、まずはそういった取得する米のですね、いろんな制限等も、約束ごともありますから、その辺の周知の部分につきましてですね、県なりあと関係機関、団体と連携しながら農家の方々にそういった周知をしていきたいというふうに思います。

それから、こういったグローバルギャップというのは食の安全なり、あとは生産過程におけるですね、厳しい工程管理のもとに取得するということでありますので、こういったものですね、国内だけでなく、世界的に認められるものでありますから、積極的にですね、そういったものを活用しながら、国内だけではなく、海外にもですね、情報発信できるそういった基盤というものをですね、そういったグローバルギャップを基本にですね、進めていきたいという考えであります。

◎6 番（佐藤宗太君）

議長、6 番。

◎議長（古川庄平君）

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番（佐藤宗太君）

グローバルギャップは取引先、相手側がそれを求めていけばもちろん取得をしてなけ

れば取引につながらないわけですが、こちらの年間の維持費等々も非常に高いわけでございます。しかしながら、グローバルギャップを取得している事業体が増えればロットがある程度整い、大きな取引につながっていくということを含めると、やっぱり多少契約更新にかかる維持費、取得ももちろんそうですが、それにかかる維持費、その後ですね、すでに坂下と例えば取引の、坂下町が積極的にPRをし、坂下産農産物を取り扱っていただいている都内にある飲食店さんとかにですね、積極的に支援を、取り扱っていただけるような取り組みをすべきだと思いますが、そのあたりの考え方についてどのような見解なのかおたじいたします。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

公にですね、これ、皆さんがこれ取得によって安心・安全の農産物であるということが、皆さん認めてくれるものでありますので、そういった取得ということがですね、大きな名刺代わりになってくるというふうに思っております。

現在、町でですね、首都圏における農産物の販路拡大というような部分で進めております。直接行ったり、あとは委託のなかで販路拡大を進めているわけでありましてけれども、そういったときにですね、こういった名刺を持っていれば大きな消費者へのアピール効果になってくると思いますので、町としてもですね、FギャップからJギャップ、それからグローバル、世界に通じるですね、こういったギャップ取得という部分で広がっていきたいという考えでございます。

◎6番(佐藤宗太君)

議長、6番。

◎議長(古川庄平君)

6番、佐藤宗太君。

◎6番(佐藤宗太君)

ぜひですね、こちら、今後いろいろな可能性がありますし、坂下町の農産物がより安心・安全に海外へ広がっていく礎になる可能性がありますので、しっかりと見極めて取り組んでいただきたいと思います。

次にですね、観光行政についてですが、こちら農産物輸出と併せてインバウンドの促進をすることで効率化が図れるのではないかなというような提言でございますが、ぜひですね、こちら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

現在ですね、先ほどの当町の外国人旅行者数の推移はということでちょっと驚きの数字が出ました。なぜならば、以前私が似たような質問をしたときと桁が全く違いました。これは情報としての信憑性はどうかでしようか。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

情報としての信憑性ということで、前回の数字ちょっと確認してないわけですけども、捉え方というんでしょうかね、どういような前回の捉え方と今回の捉え方ということで、その辺もう少しですね、分析をしたなかでですね、信憑性ということではお答えしたいと思いますが、今回、今答弁のなかで申し上げましたけれども、常駐している施設というような限定のなかでですね、数値を述べさせていただきましたので、そういった部分では信憑性があるというふうに考えております。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長(古川庄平君)

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)

過去にですね、外国人旅行者とは別ですが、当町にどれぐらいの旅行者数が来ているのかというところ、40 万人以上いたのが計算方法が変わって 20 万強ぐらいですかね、ちょっと変更されたときがありました。それは計算方法がちょっと変更になったので算出方法が異なったというようなことが過去にございましたが、またそちらももしかしたらそういう計算方法とかいろいろあるのかもしれませんが、私が当町でですね、在住している外国人とは別に、さまざまな海外の方から問い合わせがあつて、いろんなところを海外の方、坂下町も案内させていただいている経緯があります。所属団体の絡みで。

そうすると、決してこのような少ない数字ではないなと実感してる部分もありますので、ぜひですね、その辺、いろんな角度からしっかりと数字がないとですね、やっぱり分析、現状把握はしっかりしていないとですね、施策というのもつukれないと思うんです。ですからその辺はしっかりと、いろんな測り方があるのかもしれませんが、十分に留意していただきたいと思います。

次にですね、第一町政についての事務事業の抜本的見直しについてですが、こちら糸桜里の湯の売却もしくは廃止が昨年 9 月に明言がなされました。さまざまな取り組みを、料金改正等もしたわけですが、思いの外いい結果が出ていないと。こちら場合によってはですね、売却時期、もしくは廃止時期を早めるという選択肢もあるのではないかと思います。売却を明言したにもかかわらず、その売却スケジュールが進んでいないことは非常に疑問があります。なぜそのような売却スケジュール等がまだなされていないのでしょうか。明言したにもかかわらず。

◎議長（古川庄平君）

質問者、答弁者、両者とももうちょっと声を大きくしてしゃべってもらえますか。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

議長、産業課長。

◎議長（古川庄平君）

五十嵐産業課長。

◎産業課長（五十嵐吉雄君）

令和3年ですね、令和3年を期限として指定管理制度が終了するというようなことで、その時期を待ってですね、売却もしくは廃止というようなことであります。

今年の6月からですね、利用料金を約100円ずつ値上げたというような部分、あとは営業時間については夜の9時までだったものを8時までというようなことで、そういった利用者数に応じてですね、ちょっと時間も見直ししてきたというような経過もあってですね、できるものであれば、答弁でも申し上げましたけれども、独立採算制でですね、できるものであれば4年以降ですね、経営できないものかということで今町のほうとしてはそういった部分で指定管理料、5,000万なにがしのですね、指定管理料、差額の指定管理料になりますが、その部分を繰り出しをしながら支援していく。支援というか、管理運営を協定を結んでいるというような現状でございます。

売却に向けての取り組みというようなことでありますけれども、いろいろ売却に向けてのですね、条件整備という部分も必要になってこようかと思います。今現在のですね、糸桜里の湯のいろんな強みだったり、弱みだったりですね、いろいろあるかと思うます。そういった部分ももう一度把握しながらですね、改めてその売却、もしくは廃止、または継続ですか、独立採算制の継続というような部分で再度検討していく必要があるというふうに考えております。

◎6番（佐藤宗太君）

議長、6番。

◎議長（古川庄平君）

6番、佐藤宗太君。

◎6番（佐藤宗太君）

昨年9月にですね、売却か廃止というようなことが明言されたわけですが、継続という選択肢も増えたのでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

私のほうからちょっと補足させていただきます。温泉につきましては、まず一つが、令和3年度まで指定管理の5年間があるということで、まずそれが一つ基本になります。

そのなかでその後の処分につきましては、やはり売却か、まず売却です。売却で町の関与をそこでなくすというふうに考えてます。

その第一候補が今の公共サービスということで考えてますので、今年から公共サービスとしての経営改善をまず図っていただくということでいろんな取り組みを行っております。それが料金であったり時間の問題だったりします。こういったことで思ったようにうまくいかない部分もありますが、それは検証しながら、分析しながら次のステップへ進んでいくというふうに考えてますので、こういったものをある程度1年ぐらいかけながら経営改善に向けて進めていくというのがまず一つ今のステップだと思っております。今の状況だと思ってます。

令和3年度をもって町としての関与はなくしますので、その前段で、まず公共サービスへの売却ができるかどうか。それができないのであればほかの民間施設を探すというようなスケジュールで考えているところです。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長(古川庄平君)

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)

ばんげ公共サービスを売却先の一つに考えているとの答弁がございましたが、現状5,000 万以上の指定管理料が入っています。基本的にですね、一般的に事務事業の抜本的に見直しではですね、第三セクターに対する赤字補填支出は行わないことというのが全国的に言われています。

当町では、売却、廃止という方針が明言されたにもかかわらずですね、指定管理料がないと運営できないというような状況をしているその第三セクターが5,000 万以上の指定管理料をなくして本当に独立採算的に運営できると考えているのでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

確かに今の指定管理料として5,000 万円町から出してます。利用料金制度もきいてますからそのなかで温泉としての決算が出てくるわけなんです、たしかに毎年5,000 万の町からの委託料が入らなければ経営的には厳しいということは想像できます。

ただ、そういったなかでもいかに経営改善することによってそのマイナス分を減らしていくか。あと農業改善センター、あとスキー場、その辺の利用も考えながら一体として公共サービスの経営が考えられる部分まできちんと考えていきたいと考えてます。ですので、議員おただしのように、じゃ、今すぐ5,000 万をなくしたなかで独立採算ができるかと言えばそれはなかなか難しい状況ですけども、そういう方向にもっていきたい

ということで公共サービスのほうと話し合いながらいろんな改善を図ってきたいというふうに考えてます。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長（古川庄平君）

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)

私はすごく心配でなりません。これは皆さんご存じのようにずっと指定管理料を入れ続けていて、私たち議会のほうでも営業改善に取り組み、ここの負担を減らしたいということは再三申し上げてきました。にもかかわらず、現状はより厳しいものになっていく。果たしてこれが現実的なのか。町民の皆様の税金を使って運営するにあたってこれが適切な運営の仕方なのか。

私は違う可能性も、それも選択肢の一つかもしれませんが、違う可能性を探るべきではないかと思います。具体的には、公募をしてですね、あの施設をうまく運用していただけるような企業様がないのか、全国的に募集したり、場合によっては県内から募集したり、そういう企業さんが出るか出ないか厳しいところもあるかもしれませんが、やっぱり努力をし、情報発信をし、そのような可能性を探るという姿勢は非常に大事なのではないかと感じています。

なので、私が言ったそのスケジュールというのはですね、本当に民間の力を借りて売却するのであれば、民間企業が計画を立てて資金繰りなどをしてやるわけですよ。急に公募ですよと言われても、直前でと言われても民間企業では準備ができないわけですよ。

しかしながら、今から順序立てをすることによって、廃止時期はある程度明白であれば、それに向けて手を上げてくる民間企業の可能性も広がると思うんですね。直前よりは前々からお知らせをするほうがいいと思いますし、そのほうが町にとってもですね、今後売却したあとですね、さまざまなコストの軽減につながりやすいと感じますが、本当にそのような進め方のみでいくのでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議員おただしのように、あの施設は、ある程度老朽化もしてますし、ある程度の修繕も売却の場合必要になるかもしれません。確かに公募であったり、民間企業をいかに募集していくかというのは大事な視点だと思います。確かに金山町の温泉なんかは九州のほうの業者が入って運営しているという部分もありますし、それが県内だけでいいのか全国なのかという部分も確かに裾野は広げていかなきゃいけないと思います。

ただ、令和４年３月まではやはり指定管理としての町の責任もありますので、今年１年間は公共サービスをまず第一のターゲットとして経営改善をどういうふうに行うことができるかということを見極めていかさやいけないというふうを考えてます。

その先に、残り２年間になるんですけれども、そのなかでその結果を見ながら公共サービスのほうとも話し合いをしながら、じゃ、次のステップの公募という部分に行くのかどうかという部分の判断を、そういう判断をしていかなきゃいけないというふうを考えてます。

◎６番（佐藤宗太君）

議長、６番。

◎議長（古川庄平君）

６番、佐藤宗太君。

◎６番（佐藤宗太君）

確かに雇用等もあるでしょうが、さまざまな公募なり、民間売却なりに至ったときにはですね、条件付きとかさまざまな取り組みも考えられるわけなので、廃止ですとか民間売却という話はあって、ばんげ公共サービスも確かに民間という第三セクターです。で民間の一部系で捉えているのかもしれませんが、通常一般的にですね、私たちはやっぱり第三セクター、うまくいってればいいと思うんです。

やっぱり厳しければ、多額な税金を赤字補填的な指定管理料という名の資金を投入せずに、民間の力をお借りして、やっぱり財政健全化も含めて取り組むというのが本筋ではないかなと思うんですが、再度そのあたりですね、調査、研究をしていただきたいと思いますが、しかしながらもう時間がほとんどないですね。なので本当に昨年明言してから私はいろんな取り組みがなされているんだろうと、研究されているんだろうと期待していましたが、残念でならない。

私以外にもこの答弁を聞いてがっかりした方々がいるんじゃないかなと思いますが、本当にそういうようなばんげ公共サービスに譲って継続しますよということありきの考え方だけでいいんでしょうか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

ばんげ公共サービスがやはり第一の候補というふうを考えてます。それがばんげ公共サービスありきではないということをご理解お願いしたいと思います。多分去年の９月からこういう議論があって、議会のほうへ、私のほうから説明してたと思いますが、あくまでも公共サービスを第一の候補として考えていきたいということで料金の設定なり時間の変更なり、いかに収益を上げるかという部分で改善をしてきたところです。

それが今道半ばでもありますし、そこをまず探った中で次のステップとして全国的に公募をするとか、民間を募るという、確かに佐藤議員おっしゃるように時間的にハードな形になってしまうかもしれませんが、こういった形でまずは進めさせていただきたいというふうに考えてます。

あくまでも福利厚生施設として建てたもので、これまで運営してきたんですが、そういう観点からもある程度利用料金制度をとりながらも指定管理で、町が補填してたという経緯も確かにこれはあります。ただ、これからを見据えた場合に、やはりこのまま持ち続けられるのか。例えばボイラー等の故障があれば大変なお金がかかるという部分の維持管理ができるのかということを考えれば、やはり令和3年度で指定管理は終わらなければいけないというふうに判断してます。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長（古川庄平君）

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)

なかなか大変なご努力はされると思いますが、しっかりですね、現状と町民の方々の声に耳を傾けて、満足度の高い結果を出していただくことを切に望みます。

次に、第一の町政の職員の意識改革という部分ですが、町民の方、なかなか厳しい声が多いです。個人的な人事評価などされてるということですが、現状の認識として、役場全体でどのくらいの満足度、町民からの満足度が得られているのか。なかなか分析は難しいと思いますが、その実感的なものはどうなんでしょうか。個人ではなくて、全体として町民の方へのサービスに対する評価ですね、その辺見解をお聞かせ願いたいと思います。

◎総務課長(大島光昭君)

議長、総務課長。

◎議長（古川庄平君）

大島総務課長。

◎総務課長(大島光昭君)

本当にですね、評価となるとなかなか難しい部分は出てくるんですけども、住民の声ですね、やはり厳しいご意見をいただく場合があります。それに対してどう対応していくかというようなことで、実際に具体例申し上げますと、ちょっと事実確認を確認しまして、環境を確認して、副町長が直接指導したりとか、やっぱり担当課長も一緒に来てというようなことで指導したりというようなことでかなり厳しい内容のものも実際事例としてありました。

それであとは、なかにはですね、なかなか数的には少ないんですけども大変懇切丁寧に扱っていただいたというようなことで、取り扱っていただいたというようなことで、

特に戸籍のほうのですね、窓口については大変好評価を得ているというようなところもあります。

ただ、それを全体的にどういうふうに職員を評価するかとなってくると、ちょっとなかなか難しいんでありますけれども、先ほど来言ったように、職員は一生懸命やっているというような私の立場上そういう認識でいるというようなことでありますので、個別の案件についてはやっぱりこれはだだしていかなければならないというようなところはただしていくというようなことであります。

基本的には人材育成基本方針というようなことで町長の答弁のほうにありましたけれども、そういった昨年いろいろ、佐藤宗太議員の通告のなかにもちょっと 2、3 触れられましたけれども、そういったものも十分我々も組織として認識しながらこの人材育成基本方針の原点に返って、やっぱり再発防止、そういったものに取り組んでいきたいと思いますというようなこともありますので、その辺も含めて職員の資質向上のほうには今後も努めていきたいというようなことでありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

◎6 番(佐藤宗太君)

議長、6 番。

◎議長(古川庄平君)

6 番、佐藤宗太君。

◎6 番(佐藤宗太君)

だいたいが厳しくて、皆さんなかなか、町民の皆様に対する説明も大変だと思いますが、こういうときだからこそですね、より丁寧な、納得していただけるような真摯な対応を切に望みますのでぜひその辺真摯に取り組んでいただきたいと思います。

以上、一般質問とさせていただきます。

◎議長(古川庄平君)

これをもって、佐藤宗太君の一般質問を終結いたします。

次に、通告により 5 番、小畑博司君登壇願います。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)(登壇)

皆さんこんにちは。5 番、小畑博司でございます。通告により一般質問をいたします。まず、長時間にわたりまして傍聴していただいておりますことに感謝申し上げます。本定例会最後の質問者となりました。昨日来同僚議員からの質問されておりますので、重なることかもしれませんが、よろしく願いいたします。

あの忌まわしい原発事故から 8 年半が過ぎ去りました。1995 年に発生した阪神淡路大

震災から 24 年が経過した今も、生活や生業を取り戻せないでいる方がいらっしゃることをテレビニュースで知り、さまざまな生活条件、家族構成も含めて完全に復興をなし遂げる困難さを改めて思い知らされたところでもあります。

一方では 2020 年開催のオリンピック・パラリンピックが新聞やテレビなどのマスコミにあふれております。その陰で今も避難生活を強いられている県内いく万の方々や、小児甲状腺がんに苛まれ、これから長い人生に大きな不安を抱える若い方々が会津を含め 200 名を超えていらっしゃる。またいまだに震災関連死は増え続けていること、事故を引き起こした第一原発が汚染水処理を含め、アンダーコントロール状態では決してないことを被災県民として反省していかなければならないと思っておりますし、次世代に安心して暮らせる郷土を引き継ぐための責任だと思っております。

さて、齋藤町長は新庁舎建設を延期するとともに当面する期間を財政健全化重点期間と定め、事業の全面的精査、見直しを図りながら今年度予算を策定いたしましたとのことですが、そこで質問いたします。

第 1、主題は財政健全化を問う、であります。パワーアクションプログラムとか行政経営改革プランとか、いろいろな片仮名計画ゆえに、絶えず町の経営状況はチェックしながら進むのが普通ではないでしょうか。一つは財政悪化の要因は何かについて問うものであります。

そもそも県内において財政のワーストに陥っていることはかなり以前から指摘されていたようでございますが、庁内での分析はなされたのでしょうか。原因の究明なくして改善の道筋を示すのは困難です。どのような分析か伺います。

二つ目は、大きな事業の大胆な見直しが必要じゃないかについてであります。

健全化に向け、受益者負担の強化なども始まっているようですが、マイナスイメージが拡大するだけで効果は小さいのではないのでしょうか。むしろ、町民の皆様に対して財政危機宣言を発信し、共有化しながら大きな事業の大胆な見直しを含めた計画を示すべきではないのでしょうか。いかがでしょうか伺います。

三つ目には、まちづくり、地域づくりの柱をどのように考えておられるのかについてであります。全ての事業が縮小ばかりでは町民皆様の元気もなくなるばかりです。厳しい財政運営のなかでも齋藤町長が掲げます持続可能な町、地域づくり、これは絶対に継続しなければなりません。今後、何を柱に据えていく考えなのか伺うものであります。

最後に、中山間地の元気こそが必要ではないのかについてであります。これはいわば、言い方を変えての質問であります。中山間地は坂下町に 5 地区あると思います。中山間地は水源の涵養、二酸化炭素削減、生態系の維持など大切な役割を担っております。

しかし、そこで生きることは精神的には豊かでも、作物を生産するには困難が伴います。先祖が何代にもわたって切り開きつくり上げてきた田畑は貴重であります。現代では中山間地とはいっても基盤整備され、蓑で隠れるような田畑はほとんどありません。しかし、平坦地と比べ、その農地を維持していく困難さは続いております。

それに加え人口の流出や少子化、晩婚化、高齢化で農業後継者不足のみならず、コミュニティの維持も大変であります。そんななかでも力を合わせ、何とか頑張っている

そんな中山間地域の経済的支えであり、今後のコミュニティーのあり方を考え、指標にしていた多面的事業が凍結となりました。

中山間地はクマやイノシシ、シカなどの獣害から危険を防止する最前線ともなります。今後国策である直接支払制度を再開し、中山間地の元気につなげ、町なかの元気や安心・安全につなげていく。そのことが求められているのではないかというふうに考えますが、当局の見解をお伺いし、壇上からの質問といたします。

◎議長（古川庄平君）

昼食のため休議といたします。

（午前 11 時 53 分）

再開を午後 1 時といたします。

（休議）

◎議長（古川庄平君）

会議を再開します。

（午後 1 時 00 分）

なお、日下副町長より公務のため早退の届出がありましたので報告いたします。

それでは、答弁願います。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（古川庄平君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）（登壇）

5 番、小畑博司議員のお質しのうち、私からは、ご質問の第 1 の 3 についてお答えいたします。

町はこれまで、第五次会津坂下町振興計画を基本に、「みんなで地域をつくる」の理念のもと、「2 万人への挑戦」を町の将来像としてまちづくりを進めてまいりました。

この間、国の地方創生方針に沿った「まち・ひと・しごと総合戦略」にかかげた各種事業に取り組んでまいりましたが、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからず、地域コミュニティを取り巻く情勢は大きく変化しており、今後さらに顕著化することが予想されます。交流人口を増加させ地域活力を維持するとともに、地域の担い手の確保と育成を図る必要があることから、「人口が減少しても活力があり、町民一人ひとりが生きがいを持てる持続可能なまち」を基本コンセプトとした第六次会津坂下町振興計画の策定に取り組んでまいりました。

その内容は「みんながつながる」をまちづくりの基本理念に掲げ、住民同士がつながり、住民と集落がつながり、集落と地域がつながり、地域同士がつながり、地域と行政がつながり、夢や希望をかなえることができるまちづくりを目指してまいります。

そのためにも、担い手不足による役員の減少や役員の固定化、多様化する地域課題の解決など、共通する課題が浮き彫りとなっていることから、地域の暮らしを支えていく

ことのできる仕組みの整備が急務となっております。

来年度からは、コミュニティセンターを拠点とした地域づくりをさらに推進していくため、各地区コミュニティセンターの運営を今までの業務委託による事務局長の配置及び運営から、町が直接運営する体制に変更するとともに集落や地区の課題・ニーズを把握し、地域における人材を活用しながら解決していく「地域課題解決型」の取り組みを強化する運営へ移行することを柱としました。そのため、現在の事務局長を「地域づくりコーディネーター」として位置付け、また業務の拡大が予想されることから、町職員を併せて配置するものであります。

これにより、地域課題の把握と解決する仕組みを構築し、継続的に地域づくりを進めていくため、「地域の課題」、「できる人」、「やりたい事」をマッチングする拠点としてコミュニティセンターを位置付け、住民・地域のネットワークの中心的担い手として地域課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

その他の質問につきましては、担当課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

私からは、ご質問の第1の1と2についてお答えいたします。

はじめに、1についてお答えいたします。

町は、平成8年に会津坂下町行財政改革大綱を策定し、これまで4度の見直しを実施しながら、行財政基盤の強化による自立する地方自治体を目指した取り組みを進めてまいりました。

この継続した取り組みにより、平成30年度決算における健全化判断比率の指標を10年前と比較すると、実質公債費比率は18.7から13.7へ、将来負担比率は183.3から97.3へと、いずれも改善してきています。しかし、これらの指標も、平成29年度普通会計決算の統計資料による類似団体や福島県内の他町村との比較では、下位に位置するものであり、引き続き財政健全化への取り組みが必要です。

財政状況が悪化している主な要因としては、財政調整基金残高が僅少であること、公債費の負担が大きいこと、と分析しております。財政調整基金については、単年度収支の年度間の調整のため、積み立てや取り崩しをしながら運用してきましたが、近年においては、積み立てよりも取り崩しの要因が多く、結果として残高が厳しいものとなっております。公債費については、平成22年度から開始した教育施設適正配置の第2次統合に関する教育施設整備や、人・川・道の駅建設などで約28億円の起債をしたことが増大の要因となっております。これらの償還は以前からの償還分と合わせ、令和5年度までは一般会計で年間10億円を超える見込みですが、必要な時に必要な整備事業を実施

してきた結果でもあります。

今後の財政シミュレーションでは、何も手段を講じなかった場合、財政調整基金での年度間調整を実施しても、令和4年度から令和7年度までの収支が赤字となる見通しとなったことから、第六次会津坂下町振興計画の前期計画期間である令和6年度までを財政健全化最重点期間と位置づけ、その間に取り組む事項を「会津坂下町財政健全化アクションプラン」として策定いたしました。アクションプランにつきましては、後日お示しをさせていただきますが、財政状況は短期的に改善が図れるものではないことから、今後10年を目途に財政健全化を達成するため、特に重要となる前半の5年間で「収支を黒字化する」ことを最大の目的とし、さらに「財政調整基金の確保」「実質公債費比率の改善」による財政健全化の達成を目標としております。

次に、2についてお答えいたします。

財政の健全化を達成するためには、歳入の確保と歳出の抑制両面での取り組みが必要であると認識しております。

歳入につきましては、令和2年度より受益者負担の原則に基づき各地区コミュニティセンターや小中学校体育館等の使用料の見直しや、町有財産の処分及び未利用財産の積極的な活用により歳入の確保を図ってまいります。

歳出につきましては、会津坂下町行政経営改革プランに基づく事務事業の見直しや改善を図り、行政評価委員会の意見等を事業に反映させるとともに、公共施設の適正配置につきましては、老朽化が進んでいることから、管理・運営方法の見直しや未利用施設の廃止等、その方針を実施計画や当初予算編成に反映させることで歳出の抑制を図ってまいります。

また、坂下東第一土地区画整理事業、下水道事業の2つの大型公共事業につきましては、将来的な負担軽減を図るためにも、抜本的な見直しが必要であることから、事業規模及び事業内容等の精査を実施してまいります。

これらの財政健全化に向けた取り組みにつきましては、町民の皆様と情報を共有し進めていかなければなりません。これまでも予算・決算等、財政状況の広報紙への掲載や、行政評価委員会による評価結果の公表等を実施してまいりましたが、特に住民生活への影響の大きい使用料等の改定につきましては、住民説明会を開催し町の現状や事業内容の共有を図り、ご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

議長、産業課長。

◎議長(古川庄平君)

五十嵐産業課長。

◎産業課長(五十嵐吉雄君)

私からは、ご質問の第1の4についてお答えいたします。

当然、町の元気は地域の皆さんが元気に生活していくことが基本であります。町としましては、先の質問にお答えしているとおり、地域の活性に何をなすべきかを考えてお

ります。

多面的支払交付金事業及び中山間地域等直接支払制度の事業併用については、財政健全化を推進するためやむを得なく取り組めないと判断したものであります。

中山間地域の農業支援につきましては、令和6年度まで財政健全化が最重点事項ですので、選択した事業において最大限の活用の取り組みをお願いいたします。

当面の支援としては、中山間地域の農業の生産性を高め、農地を維持していくために、新規参入を含めた担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止や解消を進め、生産コストを削減した農地利用の最適化の促進を図ってまいります。また、他の国・県補助事業について、情報収集に努め有効に活用していきたい考えであります。

◎議長（古川庄平君）

再質問あればお願いします。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）

前半が私の質問は財政健全化に伴うものでございますので、順序がいたりきたりするかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。

とりあえず財政悪化の要因は何か、原因の究明なくして改善策はできないでしょうということで問題提起をしているわけですが、それに対してやるべき事業をやるべきときにやった結果であるということで、仕方がなかったという分析なのではないでしょうか。

これでは悪化を防ぐという手立てはなにもないということになると思うんですけれども、どのように捉えればいいんですか。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

財政の悪化につきましては、平成14年ごろの三位一体改革、これによって交付税が大分減らされたというのがまず一つあります。それと同時期に会津坂下町が過疎指定を外れて過疎債が使えなくなった時期もちょうど同じような形、年代であります。それがやっぱりボディーブローのように財調を減らしたような原因の一つがそこに大きくあると思います。

そういったなかでやはり教育施設適正配置ですとか、道の駅ですとか、その時期その時期にやっぱり必要な事業をその時期に行ったことによって起債が膨らんでしまったということがやっぱり大きな原因であります。ですので、令和5年度までは起債の償還、

年間 10 億円を超える金額を償還していきますけれども、歳入の確保をしながら、逆に今度歳出の抑制を図りながらやはり財調をきちっと積んでいく。こういう道筋をきちっと今やらなければ令和 6 年、7 年以降の町の財政の明るさというのは見えてこないと考えてます。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

ここにいらっしゃる齋藤町長はじめ、現幹部の皆さんに責任があると、こうしてしまったということを私言ってるわけではありますけれども、ただ、教育施設の適正配置であるとか道の駅の開設であるとか、これをやればどれだけのお金、負債ができて、何年後にはこれだけ返さなくちゃいけないというシミュレーションはいつでもできるわけですね。

でも、いつでもできるというか、しなくちゃいけない。じゃ、そのときは町は財政はどうなるのかという見通しを必ず立てながら事業を進めていると思うんですけれども、これ、そういうことしてしまった、することしてしまった結果だからしょうがないということでは、じゃ、今後ですね、何か非常に大きな不安が残らざるを得ないと思うんですけれども、私もですね、退職して自分の家をちょっと直しまして、退職金で足りなくて借りましたけど、それは将来にわたって根拠があって、自分が亡くなったらどうするかということも含めて計画を立ててやってるわけですね。

それは皆様も同じだと思うんですけど、町の経営としてもそこは同じだと思うんですけれども、そこを読まないままに行政の運営をするということがあるんでしょうか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

小畑議員のおっしゃるように、私たちもその時期その時期の事業があったから今の財政悪化を導いているというか、現状があるんだというふうには思っておりません。やっぱりその時期その時期の必要な事業をその時期にやっぱりやんなきゃいけなかったというのは間違いなく事実でありますし、その政策の推進は間違ってたかったものと思います。

やはりそういったなかでも、やはり見えない部分というのも確かにあります。予測しきれない部分も確かにあります。あと、そういったものを行政の職員としてきちっと予測しなきゃいけないという部分も私たち責任は大きいと思います。

私ごとでもやはり行政センターや新庁舎の建設、これはある程度見通したつもりであったんですが、やはりそうは進んでいかなかったという部分は相当深く反省してますし、例えば償還金が大きくなる。だいたい過疎対策債を使ってるんですが、その75%が普通交付税で戻ってくる。だけれども、普通交付税の額だけ見れば、その75%分をやっぱりきちっと精査して見たなかで次の事業に持っていく、活かしていくというのも必要ですし、普通交付税自体もやはりその使い方というのをきちっと明確に計算しなきゃいけないですし、歳入に見合った歳出を図る、補正予算をどこかで頼りにしながら当初予算組んでいたというのはやっぱり反省しなきゃいけない私自身の部分だと思います。

そういったなかで、やはり予測すべきものというのは予測すべきですし、やはりシミュレーションをきちっと毎年きちっとしたものをつくって、その結果を今度アクションプランとして毎年、毎年取り組んでいく。これの繰り返しをきちっとしたなかで健全化を図っていきたいと思いますし、図るべきだと思いますし、7年以降の財政の右肩上がりというシミュレーションもきちっと現実のものにしなきゃいけないというふうに考えてます。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

ここにおそろいの皆さんはそれぞれ行政のプロ、ベテランでございます。私などが及びもつかない経験をされておりますので、私どもの家庭の家計の運営なんていうのはもう比べ物にならないんですけども、そういうふうになりますとですね、特に予測のつかないところで毎年出されるのは普通交付税がどんどん減ってきてますよと。厳しくなってますよということ言われるんですけど、ここ 2、3 年の間で、じゃ、どのくらい減ってますか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

ちょっと数字的な資料を持ってきてないので、ちょっとはっきり数字的にはお答えできませんが、国勢調査があつて次の年、これはそのときの人口が普通交付税に反映されますので、そのときやっぱり大きく減ってます。億単位ぐらいで減ってます。それ以外は国の今の財政から現状の地方財政の水準を維持するという、去年本当にご心配されたんですが、3 年間は維持するという方針が示されましたので、去年、一昨年と比べると今年はそんなに落ちていない。だいたい横這いから若干下がってるというような状況に

あると思います。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

この間新庁舎建設を巡ってですね、本当に建てられる財政があるのかというような議論も一般質問のなかでも行ってまいりましたが、その度にできますと、町民生活に影響は与えないなかでも新庁舎は建設できるというようなお話もありました。

だったらシミュレーションを出してくれというふうなことを言うなかではじめてシミュレーションを書いた。シミュレーションをした結果ですね、やっぱりできないというふうなことになったと。同じことを繰り返すんじゃないかと、本当に心配するんですね。

議会がはじめてそういうことを言って、シミュレーションした結果、町長ができる、やりますというふうに言ったのを撤回せざるを得ないというふうな結果になった。これは本当に大変なことだと思うんですよ。それは庁舎建設だってやるべきときにやるということについてはですよ、同じだと思うんです。これだけ老朽化して、早めに建て替えなくちゃいけない。そういうことが全員がわかっている。町の人も議員もそれは同じ認識だと思うんですよ。

でも建てられないわけですよ。建てれば、起債すればいいというふうに言うけども、実際に建設費の 20%も基金がないなかでは建てられない。このまま建てれば町民生活に大きな影響を、とんでもない影響を及ぼさざるを得ないということを確信してるから、今延期してるわけですよ。

そういう判断をそのときどきでやるためにも常にシミュレーションというのは必要だと思うんですが、それは我々に言われるまでもなく行政マンとしてやって当然だと思うんですね。そういうことがされてこなかったためにこういう現状があるんじゃないかと私は危惧するんですよ。

いや、やってきましたよと言うんだったらばそれでいいんですけども、それはいかがですかね。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

シミュレーションにつきましては、そのときどき、そのときはきちっとやってきます。ただ今となってはその内容がきちっとした精査されたものなのかどうかと考えれば、そこにやっぱり、私が言うのも何ですけども、そこに一抹の不安があったのかなと

は思っています。

あとそこに予想しきれないものがやはり上がってきたという部分も確かにあると思います。今までの諸々の反省を踏まえまして、やはり今、シミュレーションを去年からきちつきちっと毎年つくって、今年からはそのシミュレーションの結果を基にアクションプランを行って、毎年こういったものを町として、行政としてきちっとやっていきますよというものを明確にします。そのなかで毎年毎年の見直しのなかでその辺は担保されるものというふうに考えてます。

ただ、どうしても突発的なもの、例えば除雪、一番分かりやすいのは除雪ですけども、3年前ですか、あれだけ、2年前ですか、あれだけ降雪量があって除雪費が膨大になった。だけれども平成30年度は降雪量が少なかったことも大きな要因となって繰り越しがこれだけ出せるような部分もあります。

その辺はどこまで見れるかという部分はそれは疑問がありますけども、その辺の平均値なりをきちっと出したなかで試算をしていく。その結果を毎年当初予算編成時にもう一回繰り返しシミュレーションしていくというような、その繰り返しを今後進めていきたいというふうに考えてます。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

ぜひ、首長がですね、自信をもって進めていこうとする政策がきちんと履行できないような財政運営にならないようにですね、しっかりと将来をみつめたシミュレーションを常々行って運営していただきたいと思います。

今年度予算編成に当たってですね、途中で補正など組まなくてもいいようにきっちりと全ての事業を精査して予算組みをしましたと。たとえ1万円でも見直しをして減らすものは減らしてやりました。

そのなかで中山間地における多面的事業支払交付金事業との併用について凍結をされました。260 万ぐらいですかね、町の負担。よくよく今は、今年の補正予算を見ると3億2,000万ですか、1億6,000万ぐらいは財調に積めるというふうな結果になりました。一体何なんだったんですかね。今ほど政策財務のほうからありましたように、たまたま降雪が少なくて除雪費というのが浮いたことも要因ではないかというようなお話もありましたけど、予算を組む段階でも雪が少ないというのはわかったので、除雪費はこれだけ去年と違うというのわかってるわけですね。

そういうことも踏まえたうえで予算編成をすれば、そんなの260万で重要な事業が削られるというような必要もなかったと私は思うんですね。これから見直してもいいと思うんですけども。それともう一つ、その260万、約ですけども、国県は、国はですよ、それにさらに交付税措置として21%、普通交付税ですけども、措置してますよと

言ってます。

ところが担当者のほうは、それは、悪い言葉で言うともやかしですと。あまり 4%ということ考えないでくださいと、こう言うわけですね。じゃ、財政の、事業の組み方のなかでどういうふうに組んでんですかと聞きたいですね。そういう措置はないものとして組んでるんですか。さっきの質問と併せてお答えください。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

普通交付税の算定ということでちょっとお話させていただきますと、いろいろ項目があります。その項目項目に町の例えば人口ですとか、子どもたちの数ですとか、学校の数ですとか、そういったものをどんだんだんだん入力していったなかで、その積算として普通交付税が算定されます。ただ、そこにいろいろ係数ですとか、調整率が入りますので、びたっとそうくるということじゃ、まずありませんけれども、基本的な計算の仕方はそういう基礎資料があってそこに数値を当てはめていってということになります。

町にとって普通交付税、だいたい 26、7、8 億ぐらいなんですけど、本当に大きなウェイトを占めますので、これは県の指導もあって、多分全国的にその予算計上より実際の地方交付税が下回ることはないようにというような指導はあります。

ですので、予算編成上は相当厳しく普通交付税は見るような形にしています。あと、例えば農地・水、の関係で普通交付税に 21%還元されますよという部分なんですけど、あくまでもそういった計算を国でしているのかもしれませんが、普通交付税のなかでは、じゃ、この分でいくらというのは出てきません。あくまでもこちらの資料だけでの積算になりますので、そこが私たちからもその普通交付税のなかなかに目に見えないところで、この分で、例えば 10 万円普通交付税措置しましたよといっても、その根拠が明確にならないものですから、なかなかそこは町村としては明確にできない。本当に入っているのかどうか見えない部分。

ただ、これが特別交付税とかそういったものになれば、この部分でいくら、この部分でいくらというのが明確になってきますので、その辺はわかるんですが、普通交付税はなかなかに目に見えない状況にあるということはお理解をお願いしたいと思います。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

何度もそれはお聞きしてるんですけども、では、補助事業全体的にですね、そうい

う普通交付税で上乗せされてくる分については、算定に入れていないということですか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

今回の事業の見直しの段階で、例えば農地・水の部分を併用やめていただいて中間管にいただいたような形になるんですが、そのときの町の支出額としては、多分普通交付税の部分は明確に数字として出せないのが、多分積算はしてないと思います。あくまでも総事業費の4分の3が国県からの補助で、残り4分の1が町負担の分ということで多分積算されていると思います。

◎5番(小畑博司君)

議長、5番。

◎議長(古川庄平君)

5番、小畑博司君。

◎5番(小畑博司君)

多面的支払交付金事業につきましては、全額を使い切るというようなことの状態にはないと思いますね。必ず何百万か残って返還金としての扱いになるかと思うんですけど、返還のときに相殺ということはないんですか。国が50%出す。それプラス21%交付税で措置するって言ってんですから、71%ということになるんですか。

逆に50%から21%を引いて返すとか、そういうふうになればはっきりするわけですね。そうはできないんですか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

多分、これは本当申し訳ないんですけど、多分ということになりますけど、先ほどお話をさせていただいたように、普通交付税で21%見ているという部分の数字の根拠が、そう見てるといっただけであって実際にどういう計算されてるかわかりませんので、積算して、多分返還するという部分につきましては、国県町の事業費のなかで国県に該当する部分の事業費をそのまま県を通して返還するという形であると思います。

ですので、普通交付税で見られている金額がこの分だからという部分を含めて返還するという計算はなされてないと思います。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

やり方、方法についてはいろいろあると思うんですけども、理屈として考えた場合ですね、残った金の 50%は国にやらなくちゃいけない。でも、交付税として 21%きてるんでしょ。だからそれを差し引いて返してもいいわけだと思うんですよね、理屈的には。そうすればはつきりするわけですよ。やり方はわかりませんよ。そういうふうには考えられないんですか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長(古川庄平君)

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

多分小畑議員のおっしゃっていることと私の言っていることが同じだと思います。全事業費のなかの 4 分の 3 については返還。で、交付税で見る部分はそれはあくまでも事業に対する交付税ではなくて、町への交付税ですから、それは除外されて、その何ていうんですか、返還金からは除外されてるというふうに考えております。

ですので、小畑議員と私の言っていることは多分同じような計算になってると思います。

◎5 番(小畑博司君)

議長、5 番。

◎議長(古川庄平君)

5 番、小畑博司君。

◎5 番(小畑博司君)

そのやり方で堂々巡りしてもしょうがないんですけども、言いたいことは、25%でも 260 万で、中山間地の今後というのを守っていけるんですよ。もっと言えばその 4%ですから、26%でなくて 4%、21%、25%じゃなくて 4%で町は守れるんですよ、というふうに国は、県は言ってるんですよと。

これを見直すべきような状況にあるんですか。今、1 億 6,000 万財調に積めるという状況になってるんですよね。じゃ、そういうところを守る、そのわずかなお金で守ることができるのに、それはしないで 1 億 6,000 万財調に積まなくちゃいけないんですかということですよ。見直していいんじゃないですか。いかがですか。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

あくまでも今回の1億6,000万の財調への積み立ては、30年度の決算の繰越金が出たという結果のもとですから、その前段ではこれだけのものが出る、繰り越しされる、できるということは思ってませんでした。ですから多分1億2,000万、予算上は1億6,000万で繰越金を見てましたけれども、そのままの金額で3月ごろまでは考えていました。

あくまでも今回の決算を終えての結果として3億2,000万ぐらいの繰越金が出て、その半分を財調に入れることができるというような流れでした。むしろ私も農地・水との関係とはまた別に考えていただきたいと思うんですけども、農地・水の件に関しましてはやはり事務事業の見直しのなかでゼロベースで全ての事業を見直すというのがスタートでした。

で、ゼロベースで見直すということは、今行っている事業をやらなかったらどうなるかという視点をまず一つ、あと別な事業で代行できないかという部分の見方が一つ、そういう見方をしたなかで、中山間と農地・水、どちらか併用ではなくて、どちらか選択をしていただきたいということで考えて組み立てを行ったものです。

それで、そのときやっぱり額が、じゃ、100万だからいいのか200万だからいいのかということではなくて、事業の見直しからスタートしたものですから、額は後から、後からというか気にはしてますけれども、それがメインではなかったということです。

あと、一回継続すれば5年間の事業になりますので、単年度で100万であっても5年間では500万になってしまうというのが一つと、あと、5年間で切り換えるものですから、今年度である程度の方向性を出さなければまた5年間このまま続いてしまうというような部分もあって、今回令和元年度から、31年度からの事業としてどちらかを選択していただきたいというような答えを出したものですのでご理解をお願いしたいと思います。

◎5番（小畑博司君）

議長、5番。

◎議長（古川庄平君）

5番、小畑博司君。

◎5番（小畑博司君）

全く理解できないんですけども、ただ、机上の計算だと思うんですね。齋藤町長にお聞きしたいんですけども、前回の質問を私同じようなことを質問いたしまして、その回答のなかで、補助事業であるからお金がないときにはやらなくてもしょうがないんだというようなお答えでした。担当課はね。会農の先輩として、私は齋藤町長立派な方だと思ってるんですけど、しかも町はね、農業が基幹産業だと言ってる。農業後継者も今若い認定農業者、担い手の方がいらっしゃいますけど、頑張っていられっしゃいますけれども、米の単作では平坦地でもなかなか経営は大変だということで、施設園芸も含め

た経営をなさってございます。

中山間地においてはなおさらのことです、これは農地を維持するにも大変だから中山間事業があり、そのほかにコミュニティーを維持したり、農業後継者を地域と一体になって育成し、維持していくために多面的事業必要だということでやってるんですよ。

そうしなければ中山間は守れないから二つあるわけですよ。どちらかあればいいというもんじゃないと私は思ってるんですけど、町長は前回苦渋の選択だというふうな言い方をなさいましたけど、今、中間間地において高齢化が進んで田んぼを任せるかたもいっぱいいらっしゃいます。そこで多面的のほうを選んだ地区については中山間の直接の支払はなくなっているわけですよ。1反あたり1万円とかなくなるんですよ。小作料にもひびくわけですよ。私、手引きますと。担い手もやり切れない。そういう事態につながっている。簡単な問題じゃないんですよ。

国も5年10年の話じゃない。この先にわたって必要だから国策としてやってるわけですよ。単なる補助事業だからうんぬんなんて簡単な問題じゃないと思うんですけど、町長の受止め方をお聞かせいただきたいと思います。

◎町長(齋藤文英君)

議長、町長。

◎議長(古川庄平君)

齋藤町長。

◎町長(齋藤文英君)

確かに多分今の議論かみ合わないのはいろんな部分重なっていると思います。ただ、一つ言わせていただければ、ただ、中山間地の直接支払交付金、これは多面的よりはるかに前から行われておりました。そのなかにおいて中山間地だけでなく、平場のほうでも大変だということで今の新しい形にできたなかで並行してきた部分ありますので、本来であればそこでもって調整も必要だったかもしれません。

ただ今回このようにどちらかを併用して使わないようにしましょうと、さっきから話してますように政策的な問題であります。これはもう最初の町の予算を含めての政策というものでありますので、農業に対する補助に関してもそれだけでありませんので、そのなかでの一つだと思います。

それからもう一つ、これが一番重要な部分だと思うんですけど、予算の財政問題、これははっきり言ってシミュレーションは毎回組んでます。ご承知のように構造的なものとしてわが町の予算組む場合に自主財源というのは3分の1しかありません。残りは依存財源になります。依存財源の部分も先ほど交付税出てますように、それ予測しながらシミュレーション取ってますけれども、自主財源の部分は上限があつてある程度は括めても依存財源である交付税を含める、あるいは社総金のような補助金については若干、思った以上に上限があつたりして入ってこない部分があります。予想して。それが予算編成後にくることもあります。

昨年度やっぱり今回これだけ黒字になったということはやっぱりそれだけの政策的な

ものもありますし、そういう意味で努力した結果がここに来たと思います。

もう一つ、今予算編成で単年度だけでできるものではありません。先ほど来シミュレーションとおっしゃってますように、10年間のシミュレーションを組んで、そのなかでアクションプランを組みます。今までの結果からしても、例えば町債については非常に申し訳なかったんですけど、庁舎を建設しようと思ったとき、振興計画の第五次からあったんですけども、やっぱりあの時点ではシミュレーション組んだなかで、毎年8,000万ずつの基金が組めんだったら、ある程度の借入、今回の国からの特例がありますので、それを使ったらできんじゃないかというのありました。

しかし思った以上に交付税、総額は変わらないんですけどなかで使える真水の部分がないです。そしてそのことをやっぱり今まで経験した結果、これから10年後のシミュレーションを組むのに、これから申し上げたいと思うんですけど、わが町の政策のまだ予想しなかった部分、例えば医療機関への負担金、この前広域で臨時議会ありましたけども、もうごみ処理施設だけでも億近い補正、そしてそのあと最終処分場は最初の事業からみれば3倍になりました。

そういうことを含めたなかでこれから10年間を考えていけば、わが町の単年度予算だけじゃなくて、それも含めたなかでいかにクリアしていくかということでアクションプランを組んでるわけでありますので、そのこともご理解いただきたいと思います。

もう一つやっぱり、何回も申し上げますけど、自主財源、あるいは受益者負担というけどもやっぱり、自主財源が3分の1しかないなかでの組んでいくなかでいかに引っぱっていくかというのは、ちっちゃい削減をしながらいかに積み上げていくかというのは非常に苦労してますし、今回、調整に1億いくら積めたということは、来年度だけの予算ではありません。

10年も含めたなかの一つの基金の一つとして捉えていただければと思います。もちろん農業、先ほど来、先日来一般質問でも出てますけれども、農業、産業、観光あるいは生活基盤となるのに含めても、そのなかでやっぱり最低限住民の生活基礎にかかわる部分については削減しない。その残りの部分についてはある程度全体を見ながら、いかにして維持継続していくまちづくりになるかということを検討しますので、その点もご理解いただきたいと思います。

◎5番(小畑博司君)

議長、5番。

◎議長(古川庄平君)

5番、小畑博司君。

◎5番(小畑博司君)

時間もなくなりました。今回の答弁のなかで大きな事業の見直しということで、特に坂下東第一地区土地区画整理事業も根本的に、抜本的に見直しを図ると。そこには終了ということも含まれるんでしょうか。お伺いします。

◎政策財務課長(荒井敏之君)

議長、政策財務課長。

◎議長（古川庄平君）

荒井政策財務課長。

◎政策財務課長（荒井敏之君）

事業の終了という部分については不可能だというふうに考えてますので、終了ということではありません。その事業の内容、エリアを含めたなかでの中身を見直すということで、アクションプラン上でも令和2年度中にその方向性を出すということで記載させていただきました。

◎5 番（小畑博司君）

議長、5 番。

◎議長（古川庄平君）

5 番、小畑博司君。

◎5 番（小畑博司君）

わが町の標準財政規模は 65 億程度かと思いますが、それに対しての財調の適正な規模というのは 5%とすると 3 億 3,000 万ぐらいかなと思うんですが、その半分を一気に積んでしまうということになるんですけれども、将来に向かっていろんな不安があると思うので、いっぱいあったに越したことはないけれども、今いっぱいあると逆に国で問題にされるということもありますから、ぜひ、全体を見直していただいて、町全体が動くように考え直しをしていただきたいということを申し上げて質問を終わりたいと思います。

◎議長（古川庄平君）

これをもって、小畑博司君の一般質問を終結いたします。

以上をもって、本定例会の一般質問を終わります。

本日の日程は終了いたしました。

明、9 月 11 日は午前 10 時より各常任委員会、12 日、13 日は午前 10 時から決算特別委員会、14 日から 17 日は休会、18 日は午前 10 時より本会議を開きます。

18 日の議事日程は、当日配付いたします。

◎散会の宣告

◎議長（古川庄平君）

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 1 時 44 分）

なお、2 時ちょうどより議員のみによる全員協議会を開催いたしますので大会議室にご参集願います。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和元年 9 月 1 0 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員